

知って得する賃貸住宅経営

2010.12.1号

平成23年度税制改正のゆくえ

年末になると毎年話題になることの一つに税制改正があります。厳しい経済状況の折、財政赤字が拡大しているのもわかりますが、ほとんどが増税の話題です。その中でも我々に身近な税制改正を紹介します。

★給与所得控除の上限設定

そもそも給与所得控除とはどのようなものなのでしょうか？ サラリーマンの場合、個人事業主のように必要経費を把握してこれを売上高（収入）から控除する仕組みを基本的に採っていません。なぜならサラリーマンの場合の必要経費は何かを決めることが非常に難しいからです。たとえば仕事に着て行くスーツや革靴は現状のところ必要経費にならないといわれています。しかし「仕事をするためにしか着ない服なんだから当然必要経費じゃないのか」と考える人も多いはず。ですから何も控除しないと「サラリーマンは不利だ。税負担が重過ぎる」と苦情が殺到してしまいます。そのためこれに代えて実際に経費を使っていようがまいが、一定の計算式で必要経費相当額を計算し、これを給与収入から控除することによって、「あなたも個人事業主と同じように収入からいくら引いた上で税金計算していますよ」という状態にしているわけです。もっとも正確に計算すれば給与所得控除以上に実際の必要経費がかかっている人もいるかもしれません。そのような場合には給与所得控除ではなく、実額で申告することも一応は可能になっています。現在の給与所得控除は次の表のようになっています。

給与等の収入金額 (給与所得の源泉徴収票の支払金額)	給与所得控除額
1,800,000 円以下	収入金額×40% 650,000 円に満たない 場合には 650,000 円
1,800,000 円超 3,600,000 円以下	収入金額×30% + 180,000 円
3,600,000 円超 6,600,000 円以下	収入金額×20% + 540,000 円
6,600,000 円超 10,000,000 円以下	収入金額×10% + 1,200,000 円
10,000,000 円超	収入金額× 5% + 1,700,000 円

ただし、給与等の収入金額が 660 万円未満の場合には、次の表にかかわらず、所得税法別表第五(年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表)により給与所得の金額を求めます。

この給与所得控除について控除できる年収の上限が定められ、これを超える年収部分については給与所得控除が無くなってしまいます。結果として課税される金額が増え増税となるわけです。高所得者への課税強化ということです。

★相続税 基礎控除の縮小

高所得者への増税は所得税にとどまりません。相続税にも検討されています。現在相続税が課税される人は国民の4%程度にすぎないといわれています。この割合を増やすべく改正が検討されています。現在の相続税には、法定相続人一人当たり 1000 万円 + 5000 万円で計算する基礎控除というものがあります。この基礎控除を超える遺産があった場合にだけ相続税の申告、納税が必要となります。たとえば法定相続人が 3 人の場合、3 人×1000 万円 + 5000 万円 = 8000 万円です。8000 万円を超える遺産がなければ相続税は申告する義務すらありません。また、この 8000 万円を超えた場合にはその超えた部分についてだけ相続税が課税されます。この基礎控除を縮小しようという議論がされています。いくつかの案があるようですが、報道によると法定相続人一人当たり 600 万円 + 3000 万円にしようという案もあるようです。もしこの案に改正されると先ほどの例の法定相続人 3 人の場合の基礎控除額は、3 人×600 万円 + 3000 万円 = 4800 万円となります。現行の 8000 万円から半分近くに縮小され、仮に相続税率 30% が適用される相続の場合、1000 万円近くの増税になる計算となります。